

政策提言の要旨

地方創生に向けて、地域で若者が夢と希望を持てる農業を実現するためには、高品質・高収量の生産により、競争力のある力強い産地を育成する必要があります。

また、農業生産額の4割を占め、安全・安心で豊かな食料を供給する中山間地域の農業を地域全体で支えるとともに競争力を高める仕組みが必要です。

これらに取り組むことで、産地での生産が増加し、農家所得が向上します。所得の向上は、農業の魅力を高め、多くの担い手の呼び込みにつながり、さらに産地の競争力が強まります。

こうした好循環を実現して、攻めの農業を展開するための政策を提言します。

また、これらの政策を実現するために、十分な予算を確保することを提言します。

【政策提言の具体的内容】

1 施設園芸の競争力ある産業への発展

○ 規模が小さい産地や、企業参入に取り組む地方の実情に応じて強い農業づくり交付金を充実すること。

- ・ 次世代型ハウス（高軒高、低コスト耐候性）の施設整備を可能とするため、事業要件の緩和や、補助対象を拡大するとともに、十分な予算を確保すること。

2 中山間地域の農業を支える複合経営拠点の整備

(1) 早期整備に向けたソフト、ハード両面の支援の充実

- 拠点を運営する高いスキルを持った地域外からの人材確保を支援すること。
- 相乗効果のある複合経営拠点のハード整備を支援すること。

(2) 中山間地域を支える畜産物のブランド化の支援

- ・ 畜産クラスター関連事業において、小規模産地の実情を踏まえた食鳥処理施設の整備を補助対象とすること。

3 戦略的な産地による「担い手確保・育成」の取組体制の構築

○ 産地が作成する計画に基づく人材確保、人材育成、環境整備の取り組みを各段階で支援すること。

- 既存事業の拡充：相談会の充実（回数増等）、青年就農給付金の拡充（準備型：年齢要件の緩和、経営開始型：年齢及び親元就農要件の緩和）等
- 新たな支援：指導農業者への支援（謝金）、住居所有者への協力金の支給 等

4 担い手への農地集積を加速化させるための「農地中間管理事業」の拡充

○ 農地の出し手にインセンティブを与えるなどの仕組みを作ること。

- ① 農地中間管理機構が借り受ける農地が相続未登記状態の場合、登記にかかる費用を国費による補助対象とすること
- ② 新規就農者へ貸し付けられた農地の出し手に対する機構集積協力金の交付額を割り増すなどすること
- ③ 農地中間管理機構が借り受けた農地の原状回復に要する費用を国費による補助対象とすること

【政策提言の理由】

- 1 高品質・高収量の施設園芸を実現し、競争力のある産地を育成するためには、意欲ある農家の規模拡大や法人化、さらに、一定の資本力を持つ県内外の事業者の参入に取り組む必要があります。

産地規模が小さく、また、企業参入に取り組む地方の実情に応じて、次世代型ハウスの整備等ができるよう、強い農業づくり交付金において、事業要件の緩和や、企業参入する場合の支援を充実する必要があります。
- 2 地方創生のためには、中山間地域の創生が不可欠です。
 - (1) 中山間地域の農業を維持し、競争力を高めていくためには、高収益の施設園芸や、中山間地域に適した農産物の生産、6次産業化などを複合経営し、地域全体で農業を支える拠点が必要です。本県では、大豊町などで、「農村集落活性化支援事業」を活用し、「中山間農業複合経営拠点」の構想づくりに取り組んでいます。

今後、多くの地域で、早期かつ着実に整備を進めていくためには、経営の高度化に対応する人材などを確保するためのソフト支援とハード整備、両面での支援が必要です。
 - (2) 加えて、中山間地域では、畜産は重要な基幹産業ですが、飼料価格の高騰などにより経営は非常に厳しく、中山間地域の衰退が危惧されます。

こうした現状を打破するために、日本最少人口の村（離島を除く）である本県の大川村は、「土佐はちきん地鶏」を核とした村の再生に取り組んでいます。

ブランド力の強化には、小規模でも高度な衛生管理ができる食鳥処理施設（年間20万羽処理）が必要です。

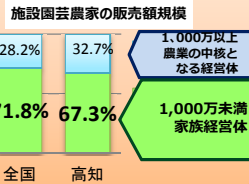
小規模な産地が、意欲を持ってブランド化に取り組むことができるよう、畜産クラスター関連事業の補助対象の拡大を提言します。
- 3 施設園芸では、生産者や施設面積の減少により、産地が縮小しています。「待ち」の姿勢ではなく、生産拡大などの戦略を持ち、積極的に「担い手確保・育成」に取り組む必要があります。また、就農希望者側の農地や住居、技術、資金面での多くの課題があります。

「元気な産地」を数多く作っていくために、戦略を持ち、積極的に「担い手確保・育成」に取り組む産地を、総合的に支援する必要があります。
- 4 農地集積を推進するに当たって次の課題があることから、事業の拡充が必要です。
 - (1) 相続未登記農地について、利用権設定の手続きに多大な労力と時間がかかる。
 - (2) 新規就農者への貸付を不安に感じる農地所有者が多く、農地が貸し出されにくい。
 - (3) 利用権設定期間終了後に、農地中間管理機構が農地の原状回復（園芸用ハウスの撤去など）の責めを負う場合、原状回復に要する経費が事業対象となっていないため、園芸用ハウス用地を扱いづらい状況となっている。

農業農村をめぐる情勢

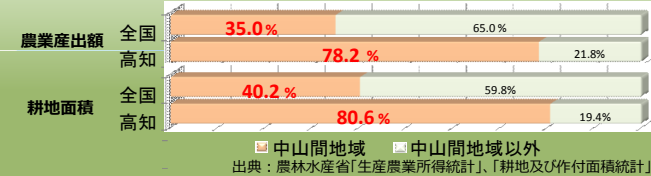
施設園芸を支える 小規模の家族経営体

園芸の販売農家のうち販売額 1千万円未満が7割を占める。



出典：H22農林業センサス
販売農家のうち、施設野菜、花き、花木が主のものを集計

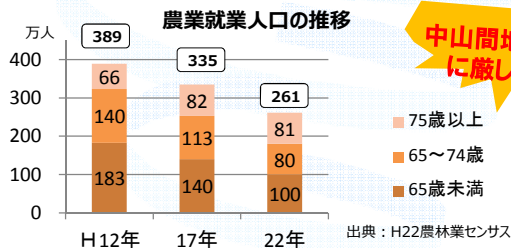
中山間地域が、農業産出額の4割を占める。



一方、急峻で狭小な農地が多く、規模拡大は困難

資材高騰等による所得の低下

厳しい経営、高齢化による担い手の減少



中山間地域はさらに厳しい現状

生産の減少による競争力の低下

産地の縮小
中山間地域の衰退

負のスパイラルからの脱却！

高知県版総合戦略における取組と政策提言

先進技術を導入した次世代型施設園芸による収量アップ

提言1 施設園芸の競争力ある産業への発展

- 地方の実情に応じた要件緩和や、補助対象の拡大など強い農業づくり交付金の充実

- 次世代型ハウスの整備支援
- 県内外の企業の農業参入を推進

経営スタイル	概要	収量
大規模施設園芸団地	高軒高を中心とする大規模次世代ハウス	収量倍増
低コスト耐候性等の中規模次世代ハウス	農業者と県内外の企業との共同経営、出資	収量3～5割増
既存型ハウスへの環境制御技術導入	既存型ハウスを使用している農業者	収量1～3割増

環境制御技術普及推進員によるサポート 学び教えあう場

中山間地域の農業を支える 複合経営拠点の推進

提言2 複合経営拠点の整備

- (1) 早期整備に向けたソフト、ハード両面の支援
- (2) 中山間地域を支える畜産物のブランド化の支援

中山間農業複合経営拠点

- ・JA出資型法人等を「拠点」に位置付け、地域の農業を面的に支える仕組みを構築
- ・中山間でも次世代園芸を推進



新規就農による担い手の確保！

生産増⇒所得向上⇒担い手増

というスパイラルで好循環を実現！

収量大幅UP！

担い手の確保・育成

提言3 戦略的な産地の取組体制の構築

- 産地が作成する計画に基づく人材確保、人材育成、環境整備の取り組みを各段階で拡充支援

提言4 農地集積の加速化に向けた「農地中間管理事業」の拡充

- 農地の出し手にインセンティブを与えるなどの仕組みをすること

積極的に人材を確保

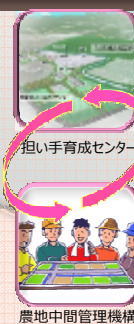
- 就農コンシェルジュの配置（2名）
- 産地提案型担い手確保対策の実施

確保した人材を育成

- 担い手育成センターと研修受入農家等の受入体制を強化

就農環境を整備

- 農地・ハウス・住居等のスムーズな確保を支援



所得の向上！



流通・販売の強化

基幹流通をより骨太に！

- 園芸連の一元集出荷体制を活かした販路の開拓・拡大

中規模流通をより柔軟に！

- 卸売会社と連携した業務需要の拡大
- 「高知家の野菜・くだもの応援の店」による都市部でのPR
- 園芸連特産営業部の強化

小規模流通をよりきめ細かに！

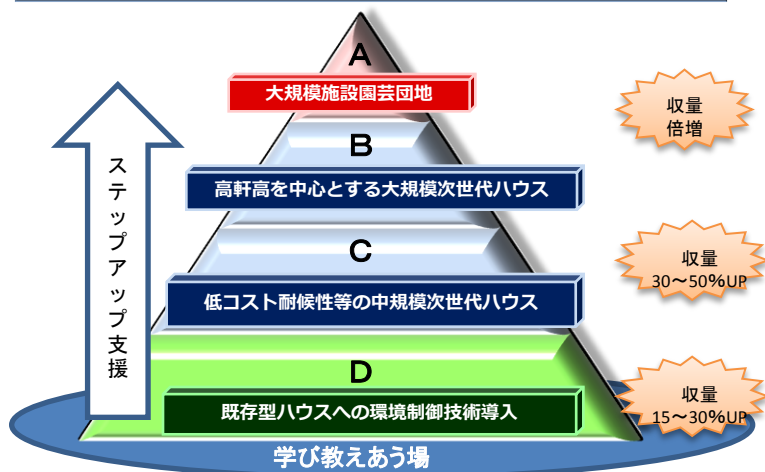
- こだわりの農産物と飲食店等とをマッチング



提言 1 施設園芸の競争力ある産業への発展

○産地規模が小さく、また、企業参入に取り組む地方の実情に応じて、次世代型ハウスの整備等ができるよう、強い農業づくり交付金の充実を提言します。

次世代型こうち新施設園芸システムによる収量アップ



実現に向けた高知県の取り組み

1. 力強い家族経営体を育成

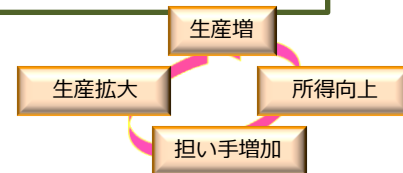
- ①大半を占める家族経営体Dの既存型の園芸用ハウスに環境制御技術の導入を支援
- ②規模拡大に意欲ある家族経営体DをCに引き上げるため、国の事業や県単事業で**次世代型のハウス整備を支援**

2. 産業としてステージアップするため、企業参入を推進

- ①大規模な施設園芸団地Aを整備するため、**企業の参入を推進**
- ②資本力のある企業と意欲のある農家との共同経営体Bを育成などの実現に、新たにチャレンジしていく。

こうした取り組みを実施することで、園芸産地を力強いものにしていく。

好循環により
力強い産地を
育成



取り組みを実現するうえでの、国の支援制度（強い農業づくり交付金）の課題

①事業要件等	②補助対象	③予算規模
<ul style="list-style-type: none"> ・受益者5戸以上 産地規模が小さく、品目数が多いため、同一の品目・栽培方法の受益者確保が困難 ・新たな取り組みに足かせ 実績のない新たな取り組みは、現状ポイントが獲得できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得費や賃借料、機械のリース料が補助対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の予算額が不足

政策提言 地方の実情に応じて強い農業づくり交付金を充実すること

①事業要件等の緩和

- ・受益者要件の緩和
新たに**3人以上の常時雇用**の確保を要件に、**1戸**でも事業採択を可能とすること（農業法人、JA出資型法人等、地域の中心経営体が受益者となる場合）
- ・企業等による**新たな取り組みが不利にならない仕組み**とすること

②補助対象の拡大

- ・企業参入を支援する場合には、機器や施設、土地等の**リース料**、**土地の取得費**、**簡易な基盤整備**を補助対象に加えること

③予算の確保

- ・十分な予算を確保すること
- ・**輸入農産物対応枠（国産シェアの奪回）**を設けること



提言2 中山間地域の農業を支える複合経営拠点の整備 (1) 早期整備に向けたソフト・ハード両面の支援の充実

中山間農業複合経営拠点のイメージ

複合経営拠点の概要

- ◆中山間地域の農業を支える複合経営拠点を整備することにより、中山間地域の農業の競争力が高められる。
 - ・複合経営のエリアは、旧市町村単位を想定。スケールメリットを活かした運営となり、経営の効率化・安定化が図られる。



課題

- ◆人材確保
 - ・各部門ごとに高いスキルを持った人材が必要
- ◆ハード整備
 - ・ビジョンを具体化するハード整備が必要

政策提言

- ◆中山間地域の農業を支える複合経営拠点の早期整備に向けたソフト・ハード両面の支援を充実
 - 拠点を運営する高いスキルを持った地域外からの人材確保を支援すること
 - 〔例えば「農村集落活性化支援事業」を拡充し、人件費相当分として、年間200万円を3年間支援すること〕
 - 相乗効果のある複合経営拠点のハード整備を支援すること
 - 〔例えば「小さな拠点」の連携事業として「農村集落活性化支援事業」を位置づけ、事業執行面で配慮すること〕

複合経営拠点の効果

- ◆高収益の次世代型施設園芸 ⇒ 収益の向上、『雇用創出』
- ◆加工所、直販所等 ⇒ 『農村女性が活躍できる場』『都市住民との出会い場』の創出
- ◆庭先集荷 ⇒ 高齢農家の生きがいづくりや見守りといった『農業福祉』の役割

中山間農業複合経営拠点の効果



《中山間農業複合経営拠点の定義》

- 経営主体 : 中山間地域の核となる経営体（JA出資型法人、第三セクター等）
- 経営エリア : 旧市町村単位以上
- 経営内容 : 「地域で稼ぎ」、「地域を支える」取組を複合経営

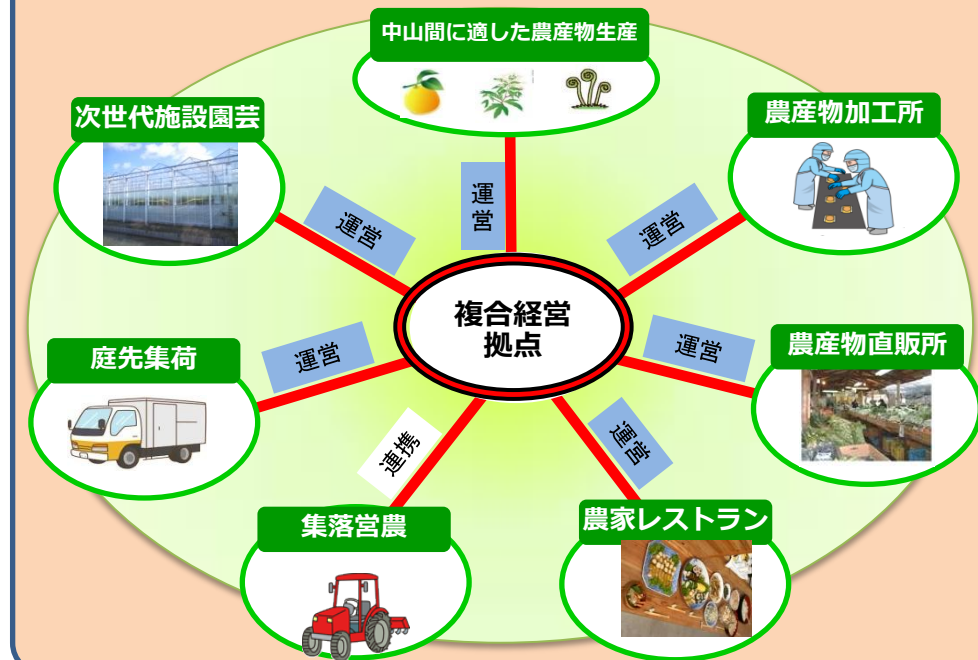
中山間地域の農業の競争力を高め、支える

単体の取組



拠点を中心に複合経営

複合経営(アグリクラスター)



取組を **点** ⇒ **線** ⇒ **面** へ拡げることで 相乗効果を実現！

単体の課題

- ・ 経営規模が小さい。
- ・ それぞれの取組の連携がとれていない。
- ・ 公益性の高い取組（庭先集荷等）は採算がとれない。

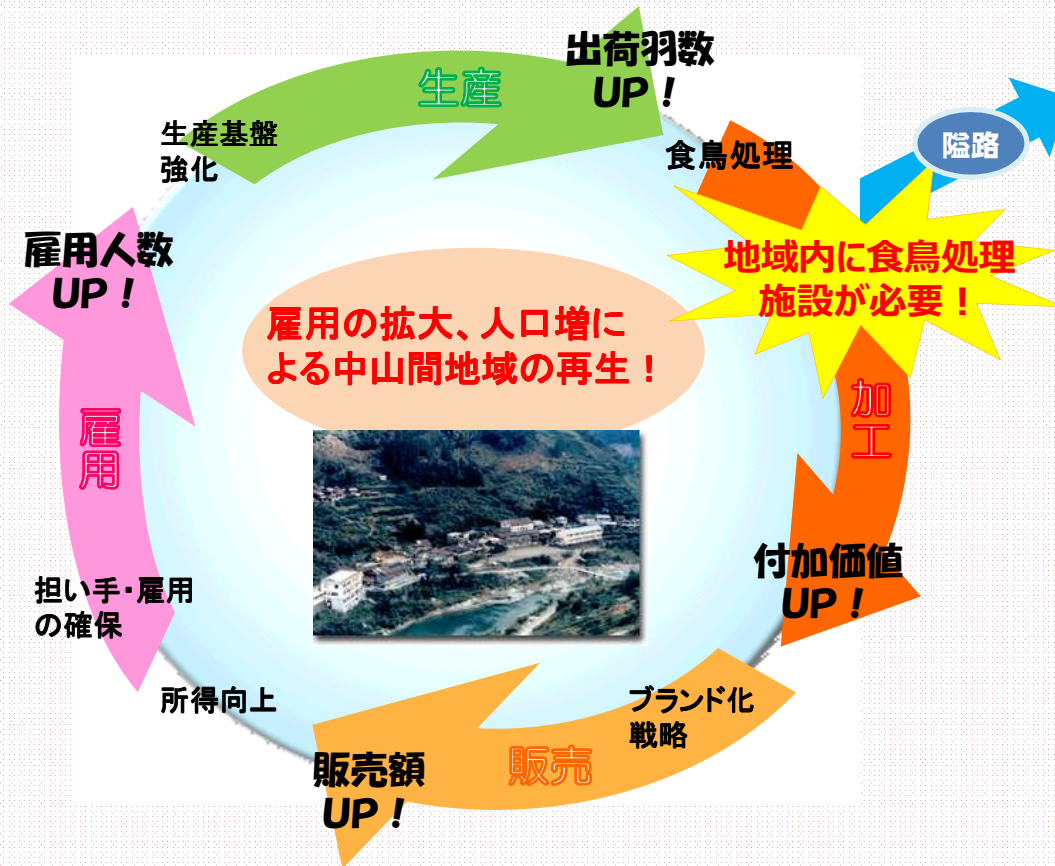
相乗効果 **大**

複合経営拠点の効果

- ・ スケールメリットを活かした経営の効率化・安定化
- ・ 公益性の高い取組（庭先集荷等）により地域農業を維持
- ・ 「女性・若者の雇用」や「都市住人との出会いの場」の創出
- ・ 年間を通じたキャッシュフローの確保

提言2 中山間地域の農業を支える複合経営拠点の整備 (2) 中山間地域を支える畜産物のブランド化の支援

中山間地域を支える地鶏のブランド力強化



現行制度の課題

- ・畜産クラスター関連事業（畜産競争力強化整備事業）では、畜舎等の生産施設や加工施設は補助対象であるが食鳥処理施設は補助対象となっていない。
- ・強い農業づくり交付金では、年間100万羽処理クラスの大規模施設（1日あたりの処理能力おおむね5,000羽）が補助対象であり、小規模で生産されることが多い地鶏等は補助対象にならない。

政策提言

- ◎ 畜産クラスター関連事業において、
- ・食鳥処理施設の整備を補助対象とすること
 - ・補助対象基準（処理能力）について小規模産地の実情を踏まえたものとする

畜産クラスターが生み出す
地域内での好循環!

—高知県大川村の事例—

【取組目標】

・土佐はちきん地鶏の生産～食鳥処理・加工～販売までを一体的に実施

出荷羽数： H25：55,000羽 → H34：200,000羽※（1日あたり800羽）

販売額： H25：1億円 → H34：4億円※ + α（加工品など）

雇用人数： H25：6人 → H34：21人

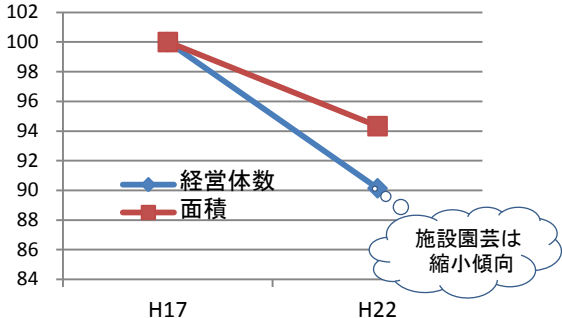
※：「大川村振興計画」より

提言3 戦略的な産地の取り組み体制の構築

施設園芸や就農希望者の実態

《施設園芸の実態》

(%) (センサス:施設園芸の経営体数と施設面積)



《新規就農者の実態》

(全国農業会議所調査 H26)

- 就農時の課題(苦労した点)
 - ・農地の確保.....69.8%
 - ・資金の確保.....64.3%
 - ・技術習得.....45.5%
 - ・住居の確保.....25.7%

就農希望者にも多くの課題

園芸産地の維持拡大に向けた課題

※産地の維持拡大には「新たな担い手」が必要だが・・・！？

- 産地の受入体制が不十分で担い手確保は「待ち」の姿勢
- 就農希望者の課題に対する解決策の提示が不十分

Change!!

- 産地が戦略を持ち、自らが積極的に「必要な担い手を探りに行く」取り組みに変えていくことが必要
- 併せて、就農希望者が就農しやすい環境整備が必要

戦略を持った産地が取り組む「担い手の確保・育成」への総合支援イメージ

《『産地が作成する「担い手確保・育成」計画に基づく実践活動』を総合的に支援》

産地の取組

《ステップ①》

産地が求める人材の確保
(就農希望者を提案書で募集)

《ステップ②》

産地の担い手となる人材の育成
(研修の実施)

《ステップ③》

就農に向けた環境整備
(農地・ハウス・住居を斡旋)

国
既
存
支
援

・新・農業人フェア等(相談会)

・青年就農給付金(準備型)

- ・農地中間管理事業(農地確保)
- ・青年等就農資金(資金確保)
- ・青年就農給付金(開始型)

支
援
を
拡
充
す
べ
き
事
項

新 産地の活動経費支援

(旅費、PR冊子印刷等)

新 相談会活動充実

(回数増、ブロック別開催等)



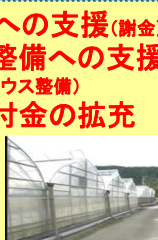
新 指導農業者への支援(謝金)

新 研修用ハウス整備への支援

(のれん分け研修ハウス整備)

新 青年就農給付金の拡充

(年令要件の緩和)



新 住居確保のための支援

(所有者へ協力金支給)

新 ハウス整備等の事業拡充

(経営育成支援事業の上限額のUP等)

新 青年就農給付金の拡充

(年令・親元就農要件の緩和)

新 農地確保のための支援

(農地中間管理事業(機構集積協力金の要件拡充))



政策提言

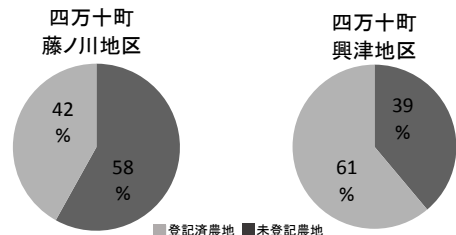
○産地が作成する計画に基づく人材確保、人材育成、環境整備の取組を各段階で拡充支援(新規及び拡充)すること

提言4 担い手への農地集積を加速化させるための「農地中間管理事業」の拡充

農地中間管理事業を進める際の課題

1. 相続未登記農地

平成26年度に農地中間管理事業を実施した地区における未登記農地の割合(面積ベース)の事例



所有権者の特定、協議、同意の取り付けに多大な労力と時間がかかる

権利設定までに要した期間
藤ノ川地区……………6か月
興津地区(一部分)…9か月

- 次回、再び利用権を設定する時も、再度、手続きに同様の労力と時間を要する(無駄が発生)
- 登記されないまま相続が繰り返されると、農地の適正利用が困難に

相続未登記状態(相続による所有権の分散)が、解消されることが望ましい

2. 新規就農者への農地集積

新規就農者への農地集積に農地中間管理事業の積極的に活用したい

経営実績が無い新規就農者への貸し付けを、不安に感じる農地所有者が多い

就農希望者がいる地域で、農地が貸し出されにくい

貸し出しを誘導する対策が必要

3. 返還時の原状回復の負担

- 高知県では、園芸産地の強化のため、戦略的なハウス整備を推進している
- 農地中間管理事業を最大限活用し、ハウス用地の確保につなげたい



- 借り受けた農地は、将来、原状回復して返還することが必要
- 園芸用ハウスの撤去には多大な費用がかかる

原状回復費用に不安があると、積極的にハウス整備用農地を借りられない

原状回復費用の担保措置が必要

政策提言

○農地の出し手にインセンティブを与えるなどの仕組みを作ること

- ①農地中間管理機構が借り受ける農地が相続未登記の場合、登記にかかる費用を国費による補助対象とすること(相続人1人を所有者として登記する場合などの要件を付ける)
- ②新規就農者へ貸し付けられた農地の出し手に対する機構集積協力金の交付額を割り増すなどすること
- ③農地中間管理機構が借り受けた農地の原状回復に要する費用を国費による補助対象とすること(一定の予防措置(出し手との賃貸借契約を長期に設定する、保証金を受け手から預かるなど)を講じている場合などの要件を付ける)